

令和2年度第1回吹田市障害者福祉施設等整備補助事業者選定委員会

※ 書面及び電話での開催。

次 第

- 1 委員紹介、委員長選出について
- 2 制度の概要及びスケジュールについて ……[資料1]
- 3 整備補助事業者の募集について ……[資料2]
- 4 審査基準について ……[資料3]
- 5 その他

社会福祉施設等施設整備費の国庫補助制度の概要等について

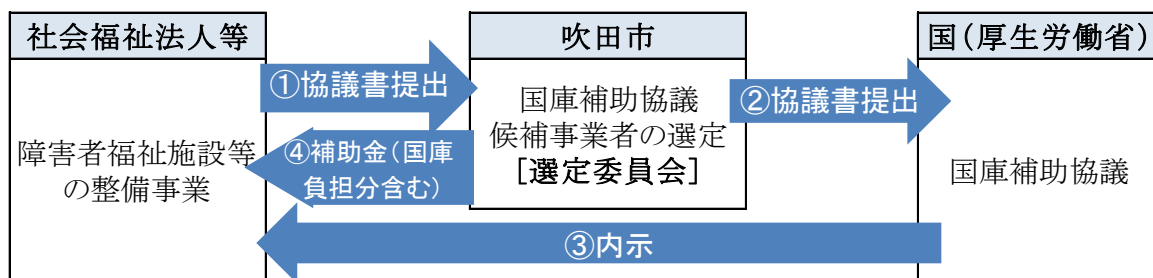
1 制度について

(1) 概要

障がい者及び障がい児が地域で安心して暮らせる環境を整備していくため、施設整備を行う事業者に対し補助金を交付する制度。実施主体は ①国 + ②都道府県、政令市又は中核市。中核市移行に伴い、本市は令和2年度から実施主体となった。

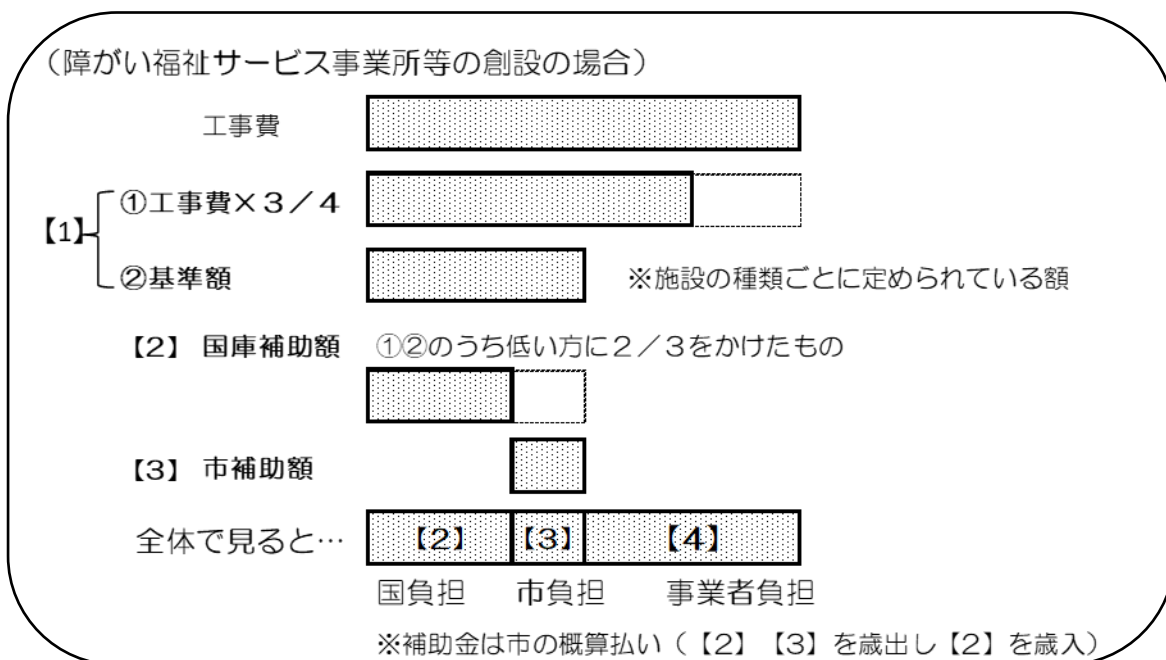
(2) 補助事業者の決定までの流れ

整備事業者は市と事前協議のうえ、市へ協議書を提出する。市は選定委員会において審査を実施し、選定された事業者は国庫補助協議の候補事業者として国に協議書を提出する。国庫補助協議を経て、内示を受けた事業者に対し補助金が交付される。








(3) 国、市及び事業者負担額のイメージ

- 工事費×3/4 or 国の補助基準額 のうち低い額・・・【1】
- 【1】×2/3【2】 国負担額
- 【1】×1/3【3】 市負担額
- 残りの工事費【4】 事業者負担額



2 スケジュール

令和2年度審査案件（令和4年度施設開設）の場合

年度	月	社会福祉法人等	吹田市	国
令和2年度	5~6月		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 選定委員会（1回目） 審査基準の承認 </div> 整備事業者の募集	
	6~7月	市への事前相談		
	8月	市への協議書提出締切		
	9月			
	10月			
	11月		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 選定委員会（2回目） 審査 </div>	
	12月			
	3月		国への協議書提出	
令和3年度	4月~5月			国庫補助協議
	6月			内示
	7~3月	工事（3月までに完了） 実績報告（3月）		
令和4年度	4月~5月	施設開設[事業開始]		補助金交付

令和2年度（2020年度）
吹田市障害者福祉施設整備補助事業
吹田市障害児福祉施設整備補助事業

補助事業者募集要項（案）

令和2年 月

吹田市

福祉部 障がい福祉室

児童部 子育て政策室

1 趣旨

障がい児者が地域で安心して暮らせる環境を整備していくため、「第5期吹田市障がい福祉計画及び第1期吹田市障がい児福祉計画」（以下「障がい福祉計画等」という。）に基づき、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の補助協議対象となる、障害者福祉施設等を整備する事業者（以下「整備事業者」という。）を募集し、選定を行います。

令和2年度に選定する整備事業者は、令和3年度に障害者福祉施設等を整備する事業者となります。

2 補助事業概要

本事業は、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金を活用し、緊急性及び必要性の高い障害者福祉施設等の整備に対し、補助金の交付を行うものです。

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金は、「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知（以下「国補助要綱」という。）」に基づく制度となります。

本市が附属機関として設置する「吹田市障害者福祉施設等整備補助事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において整備事業の審査を行い、国庫補助協議対象事業者の選定を行います。

3 対象施設

< 障害者福祉施設 >

生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、相談支援

< 障害児福祉施設 >

児童発達支援（※1）、保育所等訪問支援（※2）

ただし、（※1）の施設については、主として重症心身障がい児を通わせる事業所に限ります。

なお、放課後等デイサービス事業所を併設する場合は、その事業所についても主として重症心身障がい児を通わせる事業所に限ります。

また、（※1）及び（※2）の施設については、整備区分が「創設」（ただし、建て替えは含まず）に限ります。

4 応募資格

- (1) 整備事業者の主体は法人であること（複数法人の共同での申込不可）
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）第36条第3項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第3項に定める欠格事項に該当しないこと
- (3) 法人及びその代表者が国税及び地方税を滞納していないこと
- (4) 法人等及び代表者、役員（就任予定者含む）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、又は、同法第2条第6号に規定する暴力団員、大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者ではないこと

5 応募条件

- (1) 法人（運営法人）自らが開設し、指定を受け、運営するものであること
- (2) 建設用地の確保が確実であると認められること
- (3) 整備期間内において施設整備が完了し、円滑に開設が見込まれる計画であること

6 スケジュール

事項	時期
市への事前相談	令和2年7月31日まで
市への協議書提出	令和2年8月31日まで
選定委員会（書類審査とプレゼンテーション審査）	令和2年10月上旬～11月下旬頃
選定結果の通知	令和2年11月下旬頃
国庫補助協議の実施通知	令和3年3月頃
国庫補助協議	令和3年3月以降
国庫補助金交付内示	令和3年6月頃

7 申請手続

(1) 事前相談

ア 受付期間

令和2年6月15日（月）から令和2年7月31日（金）午後5時まで（土日祝除く）

イ 相談先

（ア）共同生活援助、生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、自立訓練、短期入所、自立生活援助、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、相談支援

⇒ **福祉部 障がい福祉室 計画グループ**

（イ）児童発達支援、保育所等訪問支援

⇒ **児童部 子育て政策室 政策グループ 計画担当**

ウ 方法及び順序

電話、メール等で申請を検討している旨を連絡の上、相談受付表（ホームページに掲載）等の必要事項を記入し、提出してください。

エ 留意事項

（ア）申請に当たっては、市への事前相談の手続を必須とします。事前相談後、申請を希望する法人に対し、提出書類等を個別にお渡しします。

（イ）事前相談は、法人代表者、施設長予定者又は法人の職員であって、計画内容を熟知している方が行ってください。

(2) 申請

ア 受付期間

令和2年7月13日（月）から令和2年8月31日（月）午後5時まで（土日祝除く）

イ 提出書類

別紙「提出書類等一覧」のとおり ※その他、追加で資料の提出を求める場合があります。

ウ 提出先

(1) イの相談先と同じ。

エ 提出方法

必ず事前に電話連絡し、日時を予約の上、提出先まで持参してください。(郵送不可)

8 提出書類の作成、提出にあたって

(1) 書類作成について

ア 審査調書等の作成にあたっては、すべて電子データでの作成とします(手書き不可)。

イ 審査調書等の作成にあたっては、適宜、エクセル、ワード様式の項目の修正・追加、行の挿入、セル幅の拡張等を行っていただいて構いません。

(2) 書類提出について

ア 提出書類は原則A4サイズとします。A3の場合は見やすいように折りたたんでください。

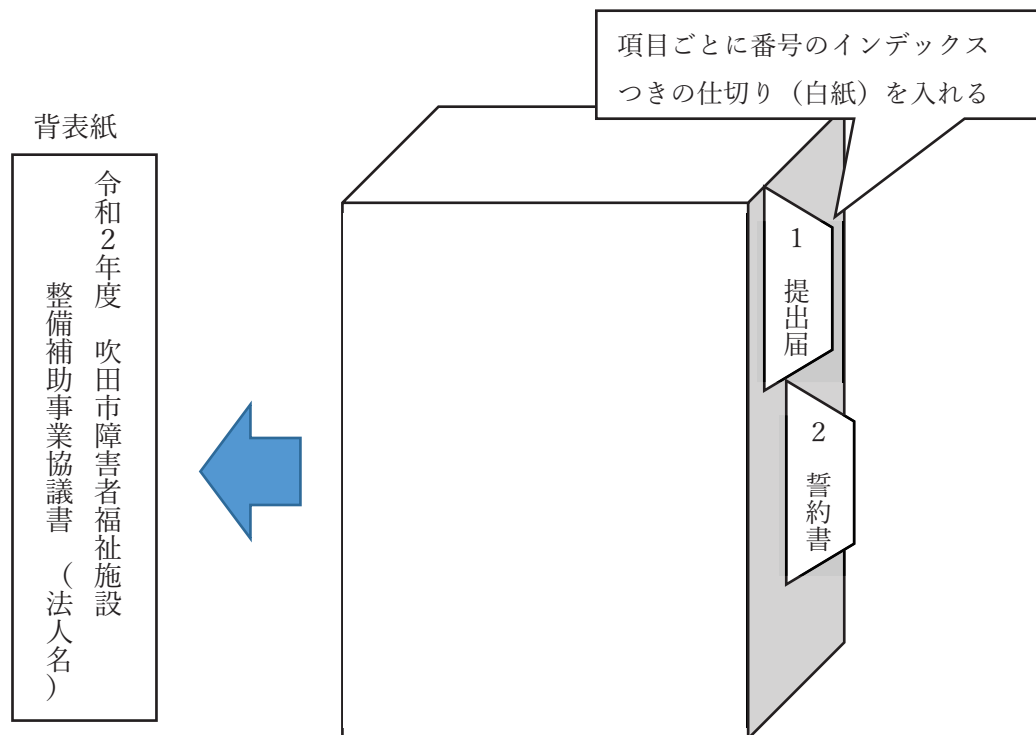
イ 提出書類は最終的に12部(事務局分、選定委員分、国庫協議提出分)提出していただきますが、最初は1部提出していただきます。確認、修正差し替え完了後に残りの分を提出していただきます。

ウ 提出書類の製本について

(ア) 各提出書類を、協議書一覧及び審査調書一覧の順に整理し、ページ番号をつけること。

(イ) 書類ごとにインデックス付きの仕切り(白紙)を入れること。

(ウ) 各提出書類を、ファイルやバインダーに綴り、表紙と背表紙に「令和2年度吹田市障害者福祉施設(又は「障害児」)福祉施設整備補助事業協議書」及び事業者名(法人名)を記載すること。



9 選定方法

(1) 選定機関の設置

本市の附属機関であり、有識者等で構成する選定委員会において整備事業の審査を行います。

(2) 審査の進め方

別紙「令和2年度吹田市障害者福祉施設等整備補助審査基準」に基づき、本市計画との関連性、法人の適格性、事業計画、法人の財務状況等の観点から、書類審査とプレゼンテーション審査を行います。(応募資格及び応募条件を満たしていない場合は、審査の対象とはなりません。)

なお、申請者が1者の場合においても、審査を行います。

(3) 選定方法

各委員の審査得点の平均点が満点の60%以上である応募者を選定します。

また、選定の際には、審査得点の平均点が高い順に優先順位を付します。

なお、平均点が同点の場合は、同点の者の比較において高い点を付けた委員数が多い順に優先順位を付すこととし、それでも決しない場合は、選定委員会における協議によることとします。

(4) 選定結果の通知

選定委員会の結果については、全ての応募者に対して書面で通知します。

(5) 補助金について

上記手順で選定した結果を踏まえ、市の予算の範囲内において、国庫補助協議対象として国へ申請を行います。

なお、国庫補助協議において国庫補助の対象とならなかった場合、補助金は交付されません。

また、対象となった場合であっても、補助金額の上限額から減額となる可能性があります。

10 その他留意事項

(1) 本募集要項のほか、国の補助要綱を熟読してください。

(2) 本件の応募に関する一切の費用は、すべて応募法人の負担となります。

(3) 変更が認められない場合において生じた法人の損害等については、本市は一切補償しません。

(4) 受付後に申請を辞退する場合は、辞退届が必要です。(様式は任意)

(5) 選定結果が通知された後に辞退することは、市の行政計画全体に大きな支障をきたすことになるため、その影響を十分に認識した上で、確実に事業が実施できる見込みをもって応募してください。

(6) 提出書類は理由のいかんを問わず返却しません。

11 問い合わせ先(相談先・提出先)

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所

・福祉部 障がい福祉室 計画グループ(低層棟1階 115番窓口)

電話：06-6384-1348(直通)

FAX：06-6385-1031

・児童部 子育て政策室 政策グループ 計画担当 (低層棟2階 211番窓口)

電話：06-6105-8016(直通)

FAX：06-6368-7349

令和2年度 吹田市障害者福祉施設等整備補助 審査基準（案）

審査項目	No	評価基準・視点等	配点	参照書類
I 応募条件等				
整備用地	1	建設用地の確保が確実であると認められること	－	[様式2]及び添付書類
役員構成等の適否	2	役員構成等が適切であるか。 ・理事が6名以上であること（NPOは3名以上） ・理事の親族等特殊関係者が理事の総数の3分の1を超えて含まれていないこと（ただし、理事の親族等特殊関係者の上限は3人） ・理事の中に学識経験者又は地域の福祉関係者がいること（NPOは規定なし） ・2名以上の監事を置いていること（NPOは1名以上） ・理事の員数を超過する評議員を置いていること など ※ 厚労省通知「社会福祉法人の認可について」（社会福祉法人審査基準）による。	－	[様式3-1] [様式3-2]
整備スケジュール	3	整備事業スケジュールが明確になっているか。整備期間内で完了し、円滑に開設が見込まれるスケジュールとなっているか。（設計、建築に係る諸手続、建設工事入札、建設工事施工、職員採用・研修、障害者総合支援法の事業所指定申請など）	－	[様式4]及び添付書類
II 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画との関連性等				
障がい福祉計画及び障がい児福祉計画との関連性等	4	障がい者を対象とする施設 (1) 第5期吹田市障がい福祉計画における成果目標又は重点課題の達成、推進等に資する整備であるか。 (2) 施設の耐用年数、経過年数等から見て、整備の緊急性が認められるか。（新耐震基準（S56以降）に対応しているか否か。） [採点基準] (1) 次ページの【I】かつ【II】に該当するサービスを整備するもの 10 次ページの【I】のみに該当するサービスを整備するもの 6 いずれにも該当しないもの 2 (2) 新耐震基準を満たさないもの（＝緊急度が高いもの） 20点加算 障がい児を対象とする施設 第1期吹田市障がい児福祉計画における成果目標又は重点課題の達成、推進等に資する整備であるか。 [採点基準] 下記【III】のサービスを整備するもの 30 【III】障がい児サービス ① 児童発達支援 ② 保育所等訪問支援 整備区分は「創設」(ただし、建て替えは含まず)であり、 ①については、主として重症心身障がい児を通わせる事業所に限る。なお、放課後等デイサービス事業所を併設する場合は、その事業所についても主として重症心身障がい児を通わせる事業所に限る。	30	[様式5] [様式6]及び添付書類
III 法人の適格性				
法人の理念及び運営方針	5	法人の設立趣旨や理念、運営方針及び応募理由等から障がい者の尊厳の視点、障がい福祉事業の熱意が感じられるか。		[様式7-1]及び添付書類 [様式7-2]
適正な法人運営	6	(1) 直近の指導監査及び過去3年の特別監査の結果が良好であるか。または、指摘事項を改善し、事業運営を行っているか。 (2) 外部監査、第三者評価の導入を実施しているか。 [採点基準] 行政処分あり 1 新設法人又は指導あり 3 指導なし、外部監査又は第三者評価実施 5	10	[様式7-3]及び添付書類
IV 事業計画と事業概要				
整備の必要性	7	(1) 整備の必要性が明確になっているか。 (2) (障がい者計画に定めるサービス見込量にかかわらず) 待機者等の観点から整備の必要性があるか。 (3) 既存の施設事業所等に対応できない理由があるか。		[様式8-1]
事業計画	8	(1) 事業目的、取組内容及び事業展望が明確になっているか。 (2) 定員に応じた利用者の見込みが確保されているか。		[様式8-2]及び添付書類
地域交流・連携	9	(1) 地域住民に対する説明が十分に行われているか、また行われる予定か。 (2) 利用者が地域社会と日常的に交流が図れるよう配慮、計画等を行っているか。 (3) ボランティアの活用、地域や関係機関との連携など、地域福祉の推進に寄与する方針や具体的な取組について検討しているか。		[様式8-3]及び添付書類
障がい者の権利擁護	10	(1) 障がい者への偏見や差別の解消への取組が実践されるか。（啓発・権利擁護の発信） (2) 虐待防止の措置が取られているか。（風通しの良い職場づくり、ヒヤリ・ハット、人権や技術研修の実施等）		[様式8-4]及び添付書類
個人情報保護	11	(1) 個人情報の保管・管理体制が十分に整備されているか。 (2) 個人情報の取扱いについて、法令等に基づき、適正に行われているか。		[様式8-4]
危機管理体制	12	(1) 地震等による大規模災害や台風等による風水害等に対する対応の体制が整備されているか。 (2) 事故防止、防犯対策、急病時対応等の体制が整備されているか。		[様式8-5]及び添付書類
苦情解決体制	13	(1) 苦情解決の体制が整備されているか。 (2) 利用者やその家族等の声を職員で共有し、事業に反映させる仕組みがあるか。		[様式8-6]
職員体制	14	[職員の処遇] 適正な労務管理や職員処遇の充実などに努めているか。		[様式8-7]及び添付書類
	15	[職員確保] (1) 安定したサービスを実施していくための職員の人材確保の取組はあるか。 (2) 離職防止のため、働きやすい、長く働ける職場づくりに努めているか。		[様式8-7] [様式8-8]
	16	[職員の専門性向上] 人権擁護、各専門性の向上等、人材育成のための研修は十分に実施されているか。		[様式8-7]及び添付書類
V 財務状況、資金計画				
基本財産	17	安定した運営が見込める基本財産を有しているか。 [社会福祉法人の場合] 基本財産>1,000万円=[3点] ※中心値が1000万円。程度により1点～5点の間で採点。		
支払い能力	18	短期安定性 流動比率 = 流動資産 ÷ 流動負債 × 100	160%以上→5点、 140%以上160%未満→4点 120%以上140%未満→3点 110%以上120%未満→2点	
	19	資金繰り（借入金がある場合） [社会福祉法人の場合] 借入金償還余裕率 = (事業活動収支差額又は福祉事業活動収支差額 + (減価償却費 - 国庫補助金等特別積立金取崩額)) ÷ 借入金元利償還額 × 100 [NPO法人の場合] 上記式における「事業活動収支差額又は福祉事業活動収支差額」を「経常収支差額」に置き換える。 [株式会社等の場合] 上記式における「事業活動収支差額又は福祉事業活動収支差額」を「営業利益」に置き換える。		[様式9-1]及び添付書類
設備投資の妥当性	20	長期持続性 固定長期適合率 = 固定資産 ÷ (純資産 + 固定負債) × 100	60%未満→5点、60%以上80%未満→4点 80%以上100%未満→3点、 100%以上110%未満→2点、110%以上→1点	
財務基盤の安定性	21	自己資本比率 = 純資産 ÷ (純資産 + 負債総額) × 100	60%以上→5点、40%以上60%未満→4点 33%以上40%未満→3点、 15%以上33%未満→2点、15%未満→1点	
資金計画	22	資金計画及び収支計画等から安定的な事業実施が見込めるか。		[様式9-1] [様式9-2] [様式9-3] [様式9-4] [様式9-5]

合計 120点

審査項目No. 4の【Ⅰ】【Ⅱ】に該当するサービス

【Ⅰ】

項目名	サービス
訪問系サービス	① 居宅介護
	② 重度訪問介護
	③ 同行援護
	④ 行動援護
短期入所サービス	⑤ 短期入所
居住系サービス	⑥ 共同生活援助（グループホーム）
	⑦ 自立生活援助
計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援	⑧ 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援
日中活動系サービス	⑨ 生活介護
	⑩ 自立訓練（機能訓練）
	⑪ 自立訓練（生活訓練）
	⑫ 就労移行支援
	⑬ 就労継続支援A型
	⑭ 就労継続支援B型
	⑮ 就労定着支援

【Ⅱ】

- ① 精神障がい者支援
- ② 聴覚障がい者・盲ろう者支援
- ③ 医療的ケアが必要な重症心身障がい者支援
- ④ 中途障がい者又は高次脳機能障がい者支援
- ⑤ 強度行動障がい者支援
- ⑥ 難病・慢性特定疾患患者支援
- ⑦ 発達障がい者支援

※【Ⅰ】は、第5期障がい福祉計画において、「課題解決のため整備が必要な福祉サービス等」としてあげられているサービスのうち、本整備補助制度の対象となるサービスや国の方針等を踏まえて抽出したもの。
 ※【Ⅱ】は、第5期障がい福祉計画の「重点課題1 福祉サービス及び計画相談支援事業所の整備」の「谷間にある施策の充実」としてあげられているサービス。（制度と制度の谷間にあり、手薄になりがちなサービス）